

静岡県告示第376号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項の規定に基づき、次のように蜜蜂及び蜜蜂の腐蛆病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動を制限する。

平成31年4月16日

静岡県知事 川勝平太

1 腐蛆病発生概要

(1) 発生年月日

平成31年4月9日

(2) 発生群数

4群

(3) 転帰

汚染物品の焼却

(4) 発生地域

浜松市北区

2 移動を制限する家畜の種類及び物品

蜜蜂、採蜜について利用中の蜜蜂の巣箱、継箱、巣わく、巣ひ及び蜜ろう等

3 移動を制限する期間

平成31年4月9日から平成31年4月24日（15日間）

4 移動を制限する区域

浜松市北区三幸町、浜松市北区大原町の一部、浜松市北区豊岡町の一部、浜松市北区根洗町の一部、浜松市北区東三方町の一部、浜松市北区細江町中川の一部、浜松市北区三方原町の一部、浜松市北区都田町の一部